

社外役員独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）または社外役員候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①乃至⑫のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間（注2）において当社グループの業務執行者であった者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役その他の使用人のほか、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。

但し、①及び⑫における社外監査役の独立性判断においては、「業務執行者」に非業務執行取締役を加える。

（注2）「過去10年間」とは、社外役員への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。

- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者

（注3）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（当社グループがその者に支払う額）がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

- ③ 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者

（注4）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（その者が当社グループに支払う額）が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

- ④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注5）またはその業務執行者

（注5）「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。

- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（注6）を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）

（注6）「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。

- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

- ⑦ 当社グループから多額の寄付または助成（注7）を受けている者（但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者）

（注7）「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。

⑧ 当社の主要株主（注8）または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

（注8）「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。

⑨ 当社グループが大口出資者（注9）となっている者またはその業務執行者

（注9）「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。

⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑪ 過去3年間に於いて、上記②乃至⑩に該当していた者

⑫ 以下のいずれかに該当する者（但し、重要な地位にある者（注10）に限る）の近親者（注11）

- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
- (2) 過去3年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (3) 上記②乃至⑩に該当する者

（注10）「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。
但し、(3)においては社外取締役を除く。

（注11）「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

以上

本基準の制定・改定の履歴

2016年8月10日 制定・適用

2021年11月10日 改定